

## 2 各種指標から見る滋賀県財政

平成 17 年度普通会計決算による財政指標

	滋賀県	全国平均
経常収支比率	89.1%	92.6%
公債費負担比率	19.8%	19.3%
実質公債費比率	13.7%	14.9%
起債制限比率	12.3%	12.1%
財政力指数	0.449	0.428

### 経常収支比率

人件費や公債費、扶助費などの毎年度経常的に支出される経費に、県税や普通交付税など毎年度経常的に収入される用途の特定されない財源がどれだけ使われているかを示す割合で、社会や経済の変動などに伴う臨時的な行政需要にどれだけ柔軟に対応できるかを見ることができ、比率が低いほど財政構造の弾力性が高いことを示しています。

### 公債費負担比率

借入金である県債の返済（公債費）に使われた一般財源の、一般財源総額に占める割合を示すもので、その負担の程度や財政構造の弾力性を見ることができます。この比率が高い場合は、用途が特定されず自由に使える財源の多くが借入金の返済に充てられることとなり、その他の事業に使える財源が少ないことを示しています。

一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

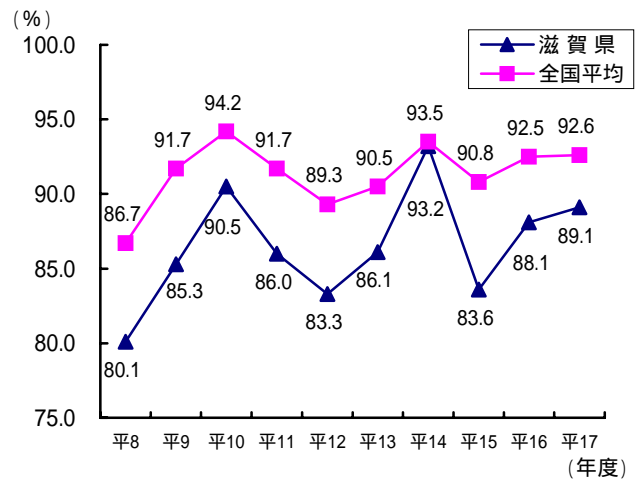
### 解説

#### 一般財源とは

県税や地方交付税のように、用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。

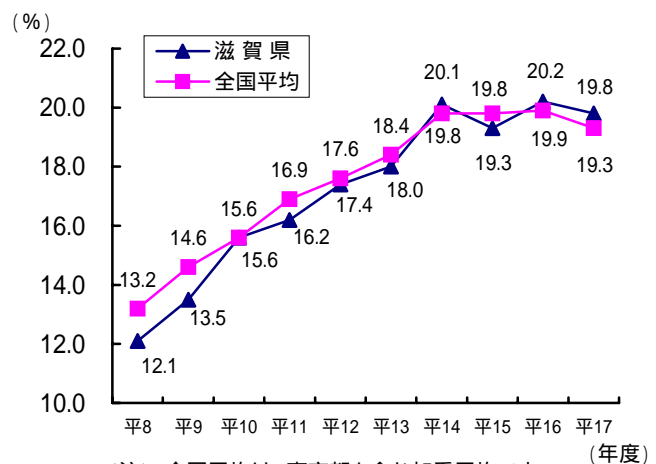
一方、国庫支出金のように、用途が決まっている財源を特定財源といいます。

経常収支比率の推移



(注) 全国平均は、東京都を含む加重平均です。

公債費負担比率の推移

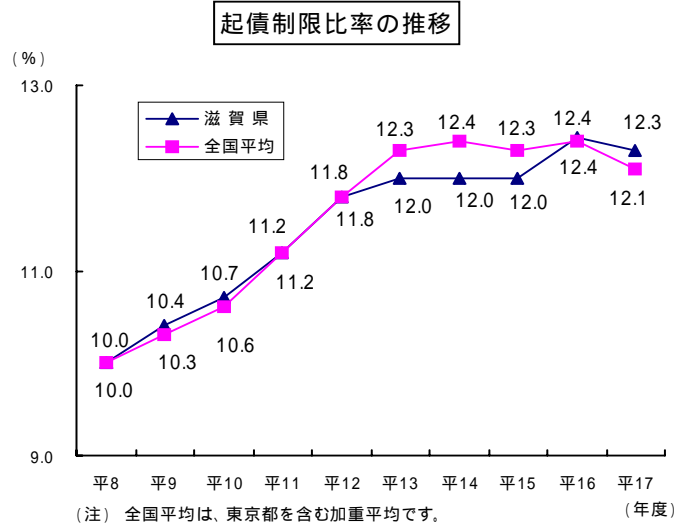


(注) 全国平均は、東京都を含む加重平均です。

## 起債制限比率

公債費や公債費に準じる債務負担行為に係る支出に使われた県税や普通交付税などの用途の特定されない一般財源が、その団体の標準的な財政規模に占める割合を示すもので、過去3カ年の平均値で表します。

この比率が20%以上の団体については、地方債の発行が制限されます。



## 実質公債費比率

県税や普通交付税など用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰入金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を示すもので、過去3カ年の平均値で表します。(平成17年度 滋賀県 13.7% 全国平均 14.9%)

これは、平成18年度から地方債の発行に際して、協議制度が導入され、その基準として設けられたもので、この比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際しては国の許可が必要となり、また25%以上の団体は地方債の発行が制限されます。

### 実質公債費比率と起債制限比率の相違点

実質的な公債費を算定対象に追加

- ・ 公営企業債の元利償還金への一般会計からの繰り出しを算入。
- ・ P F I や地方公共団体の組合の公債費への負担金等の公債費に準じた経費を算入。

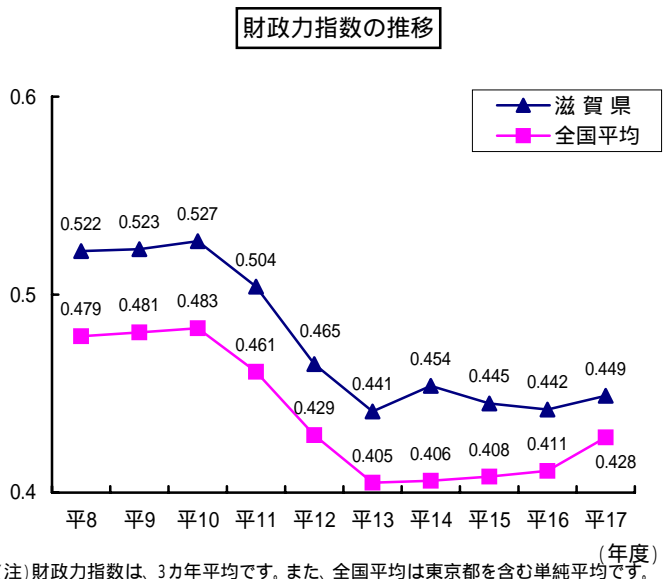
満期一括償還方式の地方債にかかるルールを統一

- ・ 県債管理基金積立額を全ての地方公共団体に共通する統一なルールで算入。
- ・ 県債管理基金積立不足額がある場合は、実質公債費比率に反映。

## 財政力指数

平均的な水準で行政を行う場合に必要と考えられる経費に対して、その団体が標準的に収入できると考えられる税収等がどれだけあるかを示した割合で、財政運営の自主性の大きさ(財政力)を表す指標として用いられます。

この数値は、1に近いか1を超えるほど財源に余裕があることを示しています。



## 解説

各指標は、次の算式によって得た数値です。

### 経常収支比率

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

### 公債費負担比率

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源の額}}{\text{一般財源総額}} \times 100 (\%)$$

### 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \left( \frac{(A + B) - (C + D)}{E + F - D} \right) \text{の3カ年分合計} \times 1 / 3 \times 100 (\%)$$

- A = 元利償還金（次の～を除く。公営企業債の元利償還金、繰上償還を行ったもの、借換債を財源として償還を行ったもの、満期一括償還方式の場合の元金償還金、利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの。）
- B = 元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）  
「準元利償還金」とは、満期一括償還方式の場合の1年当たりの元金償還金相当額、公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金、一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものをいう。
- C = AまたはBに充てられた特定財源
- D = 元利償還金および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- E = 標準財政規模
- F = 臨時財政対策債発行可能額

### 起債制限比率

$$\text{起債制限比率} = \left( \frac{A - (B + C + E + G)}{(D + F) - (C + E + G)} \right) \text{の3カ年分合計} \times 1 / 3 \times 100 (\%)$$

- A = 元利償還金（公営企業債分および繰上償還分を除く。）  
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出（施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。）  
五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出
- B = Aに充てられた特定財源
- C = 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された額
- D = 標準財政規模
- E = 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された額
- F = 臨時財政対策債発行可能額
- G = 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

### 財政力指数

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の過去3カ年の平均値}$$